

2026年民法改正対応

離婚協議書テンプレート（標準版）

養育費・親権の基本項目をおさえたシンプル版

本テンプレートの使い方

1. 次ページの「離婚協議書」の〇〇部分を、夫婦で合意した内容に書き換えてください。
2. 不要な条項は削除し、必要な取り決めがあれば条項を追加してください。
3. 完成したら2通印刷し、夫婦それぞれが署名・押印のうえ、1通ずつ保管してください。
4. 署名・押印は離婚届の提出「前」に行うことを強くおすすめします。

ご利用にあたっての注意

- ・本テンプレートは標準的なケースを想定した参考書式です。個別の事情に応じて文言の調整が必要になる場合があります。
- ・養育費の条項は、金額・支払期間・支払期日・振込先口座を必ず特定してください。曖昧なままでは、2026年4月施行の改正民法による強制執行（先取特権）の対象となりません。
- ・財産分与・慰謝料・年金分割・自宅や住宅ローンの取り決めが必要な方は、これらを網羅した「詳細完全版テンプレート」（無料・LINEで配布中）をご利用ください。
- ・本テンプレートには「清算条項」（これ以外は互いに請求しないという条項）を含めていません。清算条項は書き漏らした権利も放棄する効果があるため、財産分与等をすべて取り決めたくうえで専門家に相談のうえ追加することをおすすめします。
- ・共同親権を選択する場合や、相手との話し合いが難しい場合は、専門家（行政書士・ADR）の利用をご検討ください。

監修：弁護士 佐々木 裕介

提供：株式会社チャイルドサポート（法務大臣認証ADR機関）

<https://childsupport.co.jp/rikon-kyogisho/>

離婚協議書

夫 ○○ ○○（以下「甲」という。）と妻 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、両者の離婚に関し、以下のとおり合意した。

第1条（離婚の合意）

甲と乙は、本日、協議離婚すること（以下「本件離婚」という。）に合意し、甲は離婚届に所要事項を記載し署名のうえ乙に交付し、乙が速やかにこれを提出するものとする。

第2条（親権者）

甲と乙は、甲乙間の子・○○ ○○（令和○年○月○日生、以下「丙」という。）の親権者を乙と定め、乙において丙を監護養育する。

第3条（養育費）

甲は乙に対し、丙の養育費として、令和○年○月から丙が満20歳に達する日の属する月まで、1か月あたり金○万円を、毎月末日限り、○○銀行○○支店の乙名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○○○）に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第4条（特別費用）

甲と乙は、丙の進学に要する入学金及び授業料、傷病に伴う高額の医療費その他特別の費用を要する場合、その負担について甲乙誠実に協議して定める。

第5条（親子交流）

乙は甲に対し、甲が丙と月○回程度交流することを認める。交流の具体的な日時、場所及び方法は、丙の福祉に配慮し、甲乙が事前に協議して定める。

第6条（通知義務）

甲及び乙は、住所、連絡先又は勤務先を変更したときは、速やかに相手方に通知する。

本協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和○○年○○月○○日

甲 住所 _____

氏名 _____ 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

記入のポイント

■ 第2条（親権者）について

子どもが複数いる場合は、「甲乙間の子・〇〇（令和〇年〇月〇日生、以下「丙」という。）及び〇〇（令和〇年〇月〇日生、以下「丁」という。）」のように全員を記載してください。2026年4月施行の改正民法により共同親権も選択できますが、監護者の指定の有無などにより法律効果が大きく変わるため、共同親権を希望する場合は専門家への相談をおすすめします。

■ 第3条（養育費）について

養育費の適正額は、裁判所の算定表（夫婦双方の年収・子の人数・年齢）が目安になります。当社サイトの「養育費シミュレーション」（無料）でご確認ください。終期は「満20歳」のほか、「満18歳に達した後最初の3月31日まで」「満22歳に達した日以後最初の3月31日まで」などの定め方があります。子どもが複数いる場合は1人あたりの金額を明記してください。

■ 第5条（親子交流）について

宿泊の可否、学校行事への参加、ビデオ通話などを加えることもできます。細かく決めすぎると子どもの成長に対応できなくなるため、「丙の福祉に配慮し協議して定める」という柔軟さを残す書き方が標準的です。

■ より確実にしたい方へ

本書面に署名・押印すれば契約として有効ですが、電子署名で締結し改正民法の要件を確実に満たしたい方は「チャイルドサポートサイン」（2,900円）、財産分与等も含めて公正証書にしたい方は行政書士・作成支援サービス、話し合い自体が難しい方はADR（民間調停）をご利用ください。詳しくは当社サイトをご覧ください。

【免責事項】本テンプレートの利用により生じたいかなる損害についても、当社は責任を負いかねます。個別具体的な事情がある場合は、専門家にご相談ください。